令和7年度

夫婦共に29歳以下の世帯：上限60万円
それ以外世帯：上限30万円

新婚生活を応援します！

（結婚新生活支援事業助成金）

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要

次の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに入籍した世帯
② ご夫婦の所得を合わせて500万円未満
※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

その他の要件
・夫婦（若しくはいずれか）が吉賀町内に住所を有している
・申請時において、夫婦いずれもが町税等の滞納がない
・対象となる住居が吉賀町内にある
・本事業の交付決定日から５年以上吉賀町内に定住する

対象となる費用費は？

新居の住宅費	① 新居の購入費 ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費。仲介手数料 ③ 新居のリフォーム費用 ※勤務先から住居手当が支給されている場合は住宅手当分は補助の対象外となります。
新居への引越費用	④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。

〇事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。
〇制度の概要については、吉賀町ホームページ「結婚新生活支援事業助成金」をご覧ください。

【お問合せ先】吉賀町役場　保健福祉課（TEL：0856-77-1165）